



「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の 国際実証事業」のご紹介

2025年12月8日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業統括部 国際1課

目 次

1. 「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業(略称:国際エネ実証)」とは?
2. 事業のご紹介(動画)
3. 事例のご紹介

目的

- ・日本が強みを有するS+3E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）の実現に資する技術を対象に、海外での実証を通じて、当該技術の開発に資するとともに有効性を示し、国内外での普及に結び付ける。
- ・日本のエネルギー関連産業の普及展開、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、日本のエネルギーセキュリティに貢献する。

大規模ハイブリッド蓄電池システム実証（ドイツ）



10分間充電運行による大型EVバス実証（マレーシア）



EV行動範囲拡大実証（米国）



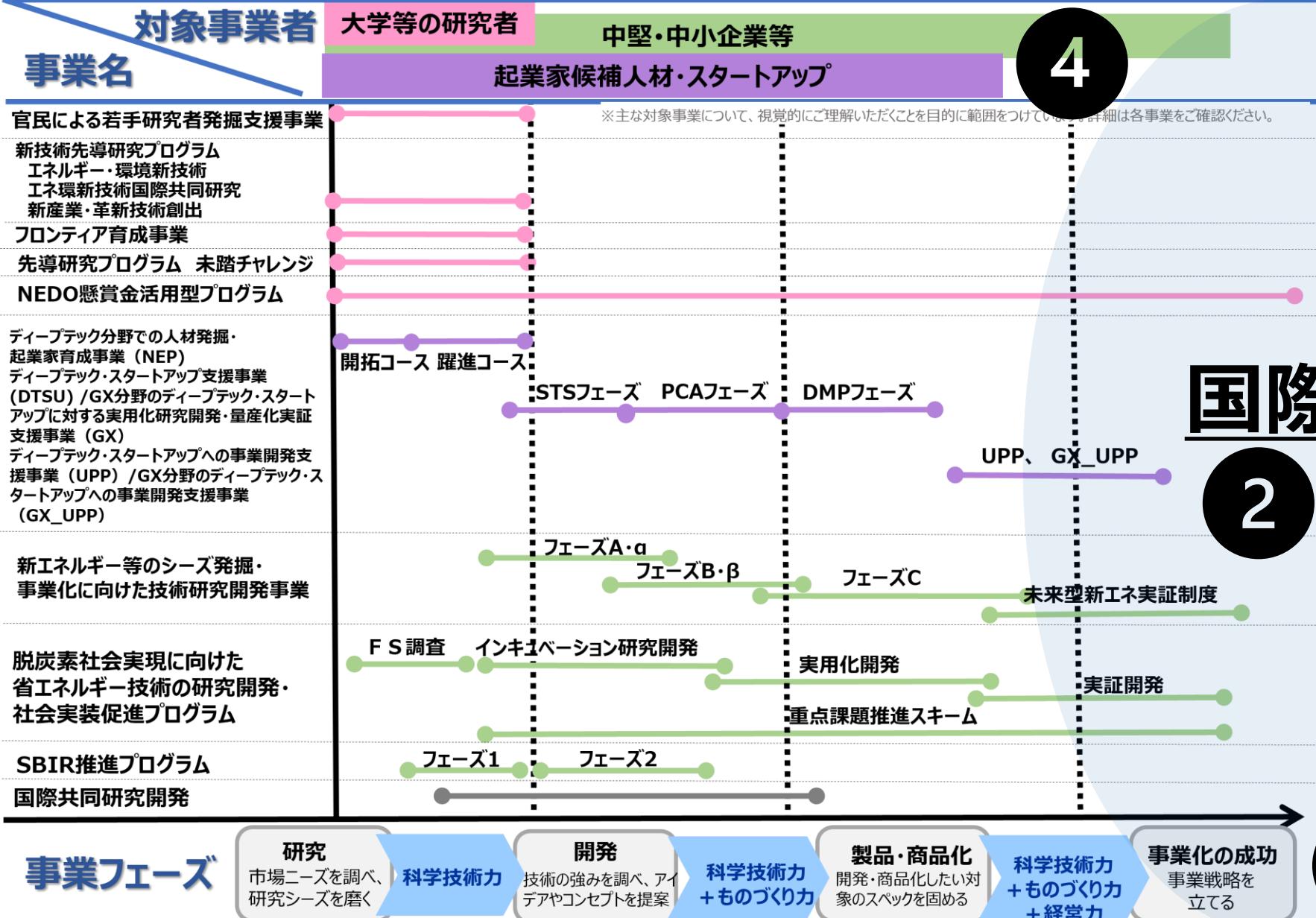
可搬型蓄電池シェアリング実証（インドネシア）



余剰バガス原料からの省エネ型セルロース糖製造システム実証（タイ）



「国際エネ実証」のフェーズと性質



- ① 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要となる組織、人員等を有していること。なお、当該技術を有する事業者を必ず提案者又は共同提案者として体制に含めること。
- ② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- ③ N E D Oが調査を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 日本法人（登記法人）であること。（外国法人の場合は諸条件あり）
- ⑤ 提案者（提案者が複数の場合は少なくとも1者）が、以下の2点を満たすこと。
 - I. 「実証研究」に必要な技術を有すること。
 - II. 「実証研究」に係る実証の構想を有すること。
- ⑥ 複数企業等が共同提案する場合は、各自の責任と役割が明確になっていること。

- (1) 顕著なエネルギー消費削減効果・化石燃料代替効果が期待できる我が国の技術。
- (2) 実証研究の終了後、国内外市場での普及が期待される技術であること。
- (3) 提案者が過去に実施した事業と比べて、技術又はその使用形態に十分な差異があること（重複の排除）。
- (4) 実用化に向けた技術課題が明確であること、又は実証を行う国・地域特有の運用上の課題が明確であること。
(課題がない製品・設備の導入補助事業ではないが、日本では確立された技術でも、異なる現地環境下での運用に技術的リスクがあるものは対象)。
なお、「新規性」は必須ではない。
- (5) 右の対象技術分野のいずれかに当てはまるもの。

対象技術分野

- ① 水素・アンモニア（水素関連技術(水素製造、水素貯蔵・輸送・供給、水素利用)、燃料電池技術、アンモニア技術(製造、利用(サーキュラーエコノミー分野に該当するものを除く)))
- ② 再生可能エネルギー（再生可能エネルギー技術(太陽光発電、風力・海洋発電、地熱発電、バイオマス燃料変換・利用、再生可能エネルギー熱)、系統連系技術、再生可能エネルギーを有効に活用するシステム技術）
- ③ サーキュラーエコノミー（次世代火力関連技術(アンモニア利用を含む)、CCU技術、 CCS技術、CO₂分離/回収技術、3R技術、水関連技術）
- ④ 半導体・情報インフラ（半導体技術、情報インフラ技術）
- ⑤ AI・ロボット（人工知能技術、ロボット技術、量子コンピューティング技術）
- ⑥ バイオテクノロジー・材料（バイオベース素材、生物機能活用物質生産、構造材料（自動車・航空機用途を除く）、機能性材料、希少資源削減・代替、金属3Dプリント造形）
- ⑦ 自動車・蓄電池（自動車関連技術、蓄電池関連技術）
- ⑧ 航空機・宇宙（航空機技術、宇宙関連技術）
- ⑨ 省エネルギー（省エネルギー技術(上記分野のいずれにもあてはまらないもの。原則、大幅なエネルギー使用量削減が見込まれる技術を指し、非化石エネルギーへの置き換えを含まない。)）

※いずれの技術分野においても、化石燃料の消費削減や脱炭素化に資することが必須です。

※各技術の詳細は[こちら](#)を参照してください。

※各公募で対象とする技術分野は、公募毎に変更となる可能性があります。各公募の公募要領でご確認ください。

① 技術リスク

日本と大きく異なる相手国の事業環境に大きく依存するビジネスのため、技術が実際に相手国で適用可能か大きな不確実性が存在。

- ・電力・燃料供給の状況
- ・必要な原材料の調達やサプライチェーンの状況
- ・気候への依存度の高さ
- ・オペレータの熟練度や顧客の行動の違い 等

② 制度リスク

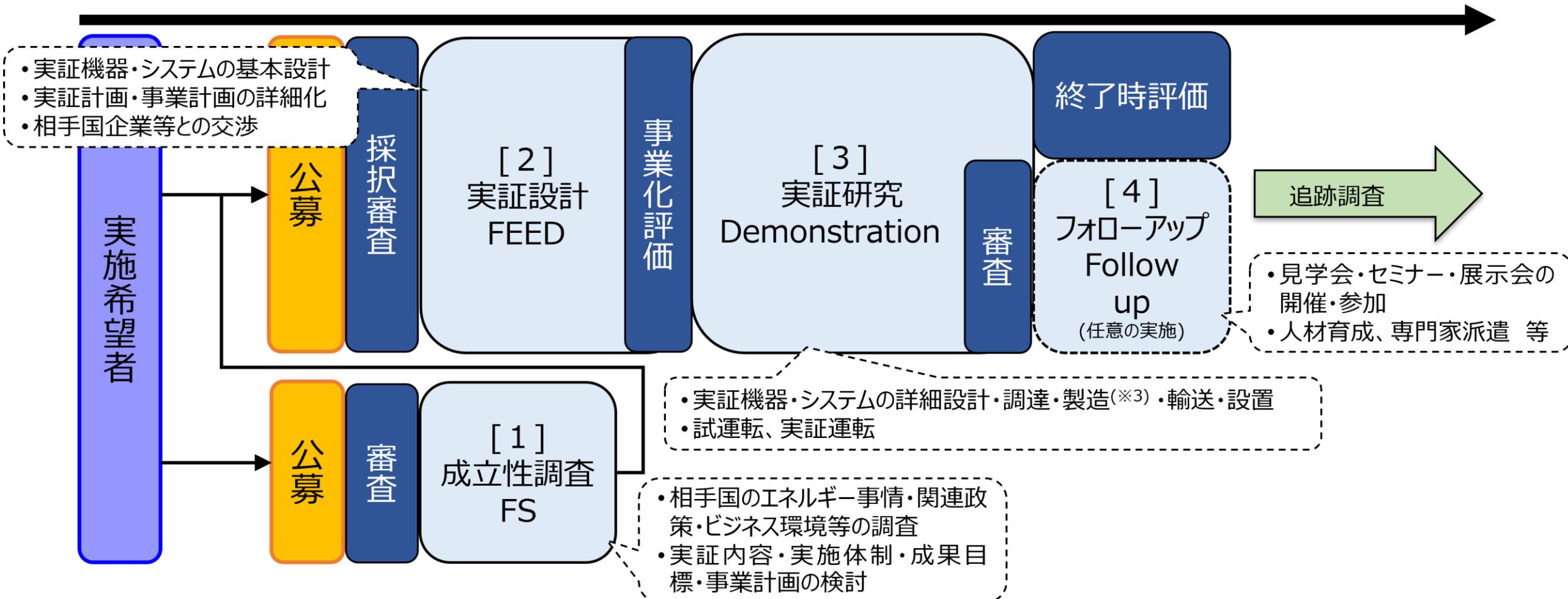
相手国政府による政策（規制及び導入促進策）が市場形成の必須条件となることが多く、自国内に実績がなく効果が未知数の技術は、効果の有無によらず措置の対象外となり市場が形成されにくい。

日本企業の海外実証に係る課題	NEDOが関わることにより
法制度が異なる海外での技術実証では、相手国の政府機関を巻き込んだ体制が有効。また、予想外のトラブルは、民間企業だけでは交渉が難しい。	NEDOが、相手国と目的や実施内容を合意した上で、政府間のフレームワークを構築することや、事業に遅延やトラブルが生じた時に、相手国政府機関を含めた早期の対応ができる可能性がある。
必要な許認可取得に時間がかかる。	必要な許認可取得に向けて、資料の提供や最適なプロセスでの交渉ができる可能性がある。
海外での技術実証は、民間企業にとって経験が少ない場合があり、リスクが高い。	これまでのNEDOの海外実証の経験を事前に事業者に共有し、助言することが可能。
実証事業終了後の成果の普及、営業活動について不安がある。	実証事業終了後に相手国政府機関と共同でセミナーを開催する等、普及促進の支援を提供できる可能性がある。

How to 進め方



進捗・流れ



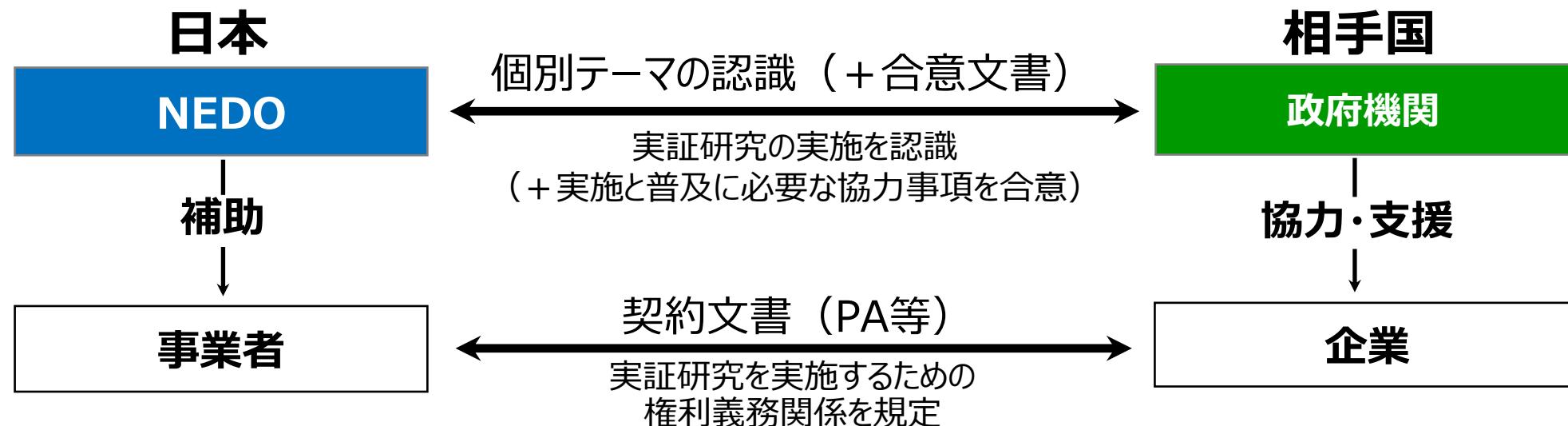
How to 期間と費用



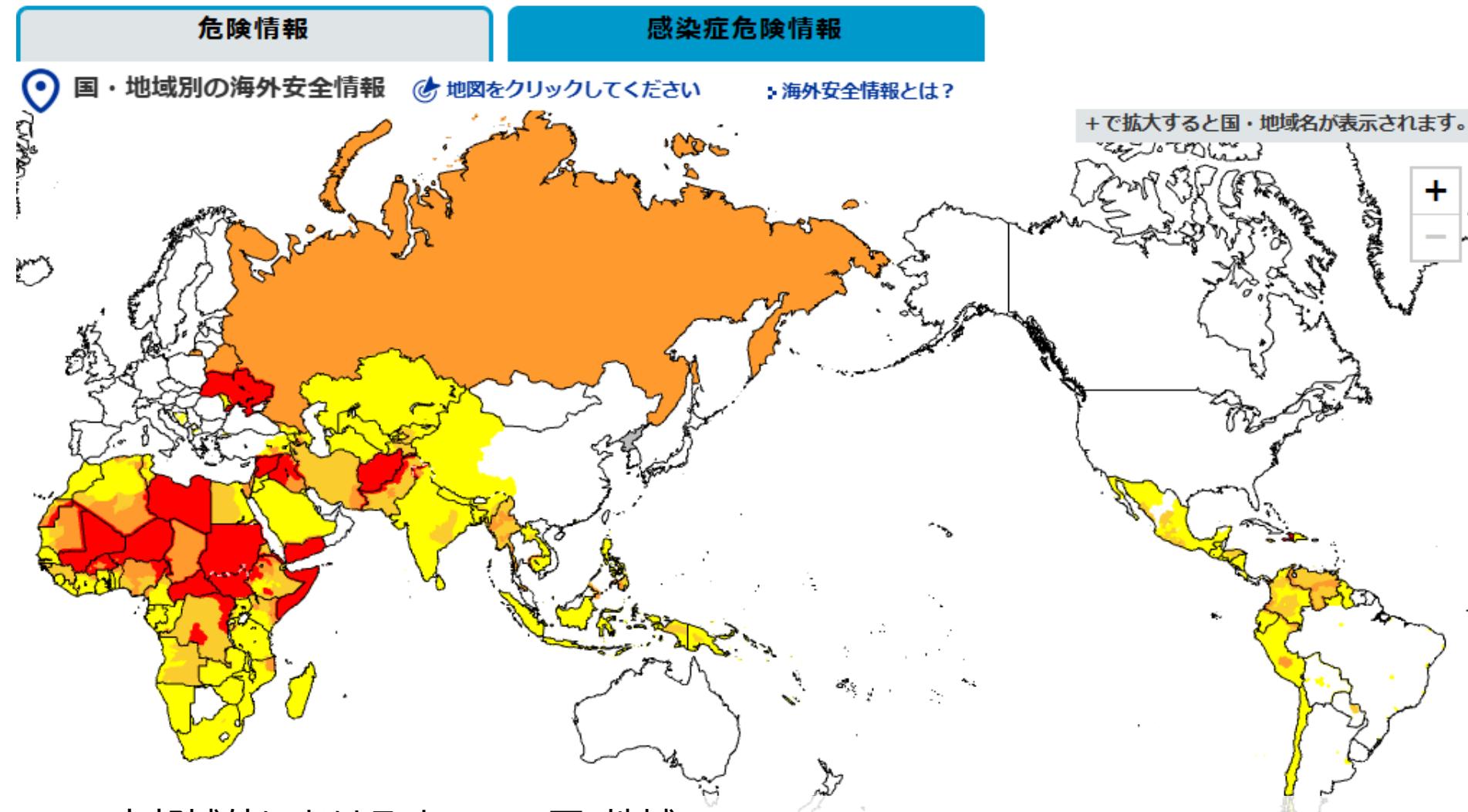
成立性調査は委託事業、実証設計・実証研究・フォローアップは補助事業として実施。
補助事業の予算規模は事業者負担分を含む1テーマあたりの額。

	[1]成立性調査	[2]実証設計	[3]実証研究	[4]フォローアップ [°]	
期間(原則)	1年以内	1年半以内	3年以内	1年以内	対象費用
予算規模(原則)	委託	2,000万円以内	–	–	– 労務費、その他経費、間接経費
	補助	–	4,000万円以内	40億円以内	機械装置等費 ([3]のみ) 、 労務費、その他経費、委託費・共同研究費 補助率：大企業1/2、中小・ベンチャー企業2/3

- 補助事業者と相手国企業との間で契約文書（Project Agreement 等）を締結することが実証研究を開始するための条件となる。締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできない。
- NEDOと相手国政府機関との間で必要に応じて合意文書を締結し、事業者の活動を支援することが可能。
- 補助事業者とNEDOの関係は、国際実証研究費補助金交付規程に基づき規定される。



Where 対象国、地域



出展：外務省安全情報 <https://www.anzen.mofa.go.jp/> 2025年12月1日現在

2025年参考例

<第一回>

- ・公募予告：2025年2月7日
- ・公募開始：2025年3月31日
- ・説明会： 2025年4月9日
- ・公募終了：2025年4月23日 (実証設計は5月7日)
- ・公募決定：2025年6月中旬 実証設計は7月中旬

<第二回>

- ・公募予告：2025年9月5日
- ・公募開始：2025年10月14日
- ・説明会： 2025年10月17日
- ・公募終了：2025年11月4日 (実証設計は11月13日)
公募決定：採択審査中

事業紹介動画



① 海外展開を後押し！－日本企業の脱炭素・省エネ技術の普及展開へ－

※一部、説明が旧制度の部分あり



② サトウキビを使い尽くす！－バイオマスプロジェクト in タイ－



このバガスは、現在は主に工場のボイラー燃料として再利用されています。

中小企業による実施事例紹介



裕幸計装株式会社

地域のバイオマスを利用した省エネ型エビ養殖システム高度化（ベトナム）

終了時委員会資料

お問い合わせ

随时、案件のご相談をお受けしております。

NEDO 事業統括部 国際1課

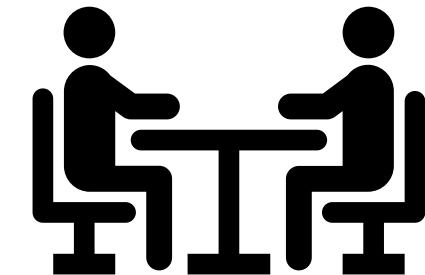
E-mail: kokusaijissyou@ml.nedo.go.jp

電話: 044-520-5185

国際工ネ実証 相談窓口



国際工ネ実証のご紹介





ニュースリリースや公募、イベント情報等、様々な最新情報を発信しています。
ぜひフォロー・ご登録をお願いします！



NEDO
(@nedo_info)



NEDO【英語版】
(@nedo_info_en)



NEDO



スタートアップクラブ



NEDO Channel



NEDO PR Channel

